

# 高座清掃施設組合議会会議録

平成30年第2回臨時会

平成30年12月18日

# 議 事 日 程

平成30年12月18日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4	議案第9号	高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の制定について
5	議案第10号	高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
6	議案第11号	平成30年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

## 高座清掃施設組合議会第2回臨時会会議録

平成30年12月18日（火）午後2時7分、高座清掃施設組合議会第2回臨時会を高座清掃施設組合第二清掃処理場会議室に招集した。

### 1 出席議員 15名

上 沢 本 尚 君	伊 藤 多 華 君
金 江 大 志 君	沖 本 浩 二 君
佐 竹 百 里 君	倉 橋 正 美 君
井 上 賢 二 君	鶴 指 眞 澄 君
松 本 春 男 君	山 口 良 樹 君
武 藤 俊 宏 君	佐々木 弘 君
竹 田 陽 介 君	宇田川 希 君
安 海 のぞみ 君	

### 2 欠席議員 なし

### 3 付議事件

日程4 議案第9号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の制定について

日程5 議案第10号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程6 議案第11号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

### 4 説明のため出席した者 12名

組 合 長 内 野 優	参事兼建設推進室長 小野沢 直 仁
副 組 合 長 古 塩 政 由	総 務 課 長 鈴 木 茂
副 組 合 長 遠 藤 三紀夫	施 設 課 長 守 屋 昌 治

会計管理者 内海 達也 総務課主幹兼建設推進係長 高橋 学  
事務局長 志村 裕之 建設推進室主幹 板橋 正明  
次長 石井 一義 施設課主幹兼管理係長 鴨志田 克巳

5 出席した事務局職員 4名

総務課主査 亀岡 幸治 総務課主査 菊地 康之  
総務課主査 渡部 陽子 総務課主任主事 山田 健太

6 速記員出席者 なし

7 会議の状況 (午後2時7分 開会)

◎議長（上沢本尚君） ただいまの出席議員は議長を含めた議場内議員数15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成30年第2回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

◎組合長（内野 優君） 議員各位におかれましては、師走のご多忙のところ、当組合の平成30年度第2回臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

高座クリーンセンターの建設工事は、先ほど全協で事務局長から説明があったとおり、10月26日に試験運転を開始しており、来年4月から本格稼働に向けて、現在、各部の微調整を行っております。また、同じくプラザ棟においては、事務所のほか6室の貸し出しスペースがございまして、地元の人々、あるいは構成市の市民に親しまれる施設を目指して着々と準備が進められております。さらに、新焼却炉建設に伴う周辺環境整備のために設置する公園についても、第1工区の用地買収が完了し、既に整備工事に着手しております。

以上のように、組合は、新しい施設に生まれ変わります。そういった上で、今後、それに対応した条例、規則等の例規整備を初め、議員の皆様にもさまざまな点でいろいろな意見を聞きながら、よりよい施設としてまいりたいと思います。どうかこれからもご協力をお願い申し上げまして、私の招集挨拶とさせていただきます。

きます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（上沢本尚君） 会議に先立ち諸般の報告をいたします。例月出納検査定期監査の監査結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願ひます。

本日の議事日程は、お手元に配付されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてを行います。会議規則第99条の規定により、議長において、金江大志議員、伊藤多華議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定についてを行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名いたします。12番鶴指眞澄議員、13番山口良樹議員、15番宇田川希議員。以上でございます。

それでは、組合長より、本定例会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） 本日提案申し上げます案件について、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第4 議案第9号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の制定についてでございます。本条例につきましては、高座クリーンセンターとして組合施設が生まれ変わることを契機に、これらにかかわる旧来の条例、規則を再編、整理し、同クリーンセンター内の塵芥処理施設及び水処理施設における廃棄物処理について一括して規定するものでございます。

日程第5 議案第10号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の勧告を踏まえて、所要の改正を行うものでございます。議案第9号、議案第10号につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第11号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第2号)についてでございます。第1条といたしまして、歳出予算の補正は、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表 歳出予算補正によるものでございます。今回の補正は、職員の人事異動等及び人事院勧告等に伴う制度改正による額を見直すためでございます。また、平成29年度建設費分担金精算に基づく構成市への返還金を計上してございます。詳細につきましては次長から説明をいたします。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、一括説明を終わります。

◎議長(上沢本尚君) 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

次に、日程第4 議案第9号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(志村裕之君) それでは、議案第9号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

本条例においては、廃棄物の受け入れ拒否や廃棄物搬入の承認取り消しなどの規定を設け、適切な廃棄物の搬入や安全対策の確実化を促進する対応を明確にしております。一方、廃棄物処理手数料やその徴収方法、廃棄物の受け入れ基準は、従来の内容を踏襲しております。

なお、本条例の制定に伴い、従来廃棄物処理手数料条例の廃止を初め、この条例の施行規則においては、清掃処理場運営規則及び廃棄物処理手数料条例施行規則を廃止いたします。

次に、本条例の主な条項についてご説明をいたします。2ページをごらんください。

第3条では、塵芥処理施設、水処理施設で処理する廃棄物を定めておりますが、その中で、第1項第2号中に規定する「生活排水処理施設から生じた脱水汚泥」とは、家庭等の浄化槽汚泥のことでございます。

また、第3号は、火災や水害により発生した廃棄物を初め、大震災による廃棄物を想定したものでございます。

3 ページでございます。第5条では、組合の施設へ廃棄物を搬入することができる者を定めるとともに、それらの組合施設への搬入承認について定め、搬入者に法令違反等があった場合には、その搬入を取り消すことができる旨を規定しております。

4 ページでございます。第8条では、搬入者が組合の廃棄物受け入れ基準に従わないなどの状況があれば、その廃棄物の受け入れを拒否することができる旨を規定しております。

第9条では、廃棄物処理手数料について定めておりますが、この内容は従来からの取り扱い方を踏襲しており、変更はありません。

5 ページでございます。第13条では、第9条で規定しました廃棄物処理手数料を滞納している搬入者に対して、期間を定めて廃棄物の搬入を停止させることができる旨を規定しております。

6 ページでございます。第16条では、問題がある搬入者及びその関係者に対して、組合が報告を求めることができる旨を規定しております。

第17条では、立入検査について定めております。問題がある廃棄物収集運搬事業者や廃棄物を排出する事業所等に対して、職員に立ち入らせ、書類や物件の検査をさせることができる旨を規定しております。

最後に、附則でございますが、第1項は施行期日で、本条例は平成31年4月1日から施行いたしたいものでございます。

また、本条例及び施行規則に必要事項を全て取り入れたため、第2項で廃棄物処理手数料条例を廃止するものでございます。

さらに、第3項では、経過措置として、本条例の施行前に旧条例及び規則によりなされた処分、手続、その他の行為で、本条例の施行以後もその効果が継続するものについては、その既得権を保護し、本条例及び施行規則によりなされた処分等とみなす旨を定めております。以上、大変雑駁な説明ではございますが、高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の概要を説明させていただきました。

また、参考までに本条例の施行規則（案）を添付させていただきましたので、ご高覧いただきたいと存じます。議員各位におかれましては、本条例の趣旨をご理解いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） まず1点なんですけれども、5条の3項と、あと7条、8条に関して伺っていきたいと思います。先ほど説明では受け入れ拒否を含めた対応を規定するというので、聞いたところでは、ほかの施設ではこういった規定が条例化されているところがほぼ全てだと。高座清掃施設組合はまだこれがなかったということで、こういった条例の制定がなかった理由と、あと、それをどう評価しているかという点。

もう1つは、これまでも条例にはなくても、いろいろと問題がある受け入れに対しては指導なり対応なりしてきたと思うんですけれども、それはどういった根拠を持ってやってきたのか、その点をまずお願いします。

◎議長（上沢本尚君） 施設課主幹。

◎施設課主幹兼管理係長（鴨志田克巳君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。第5条第3項の関係でございますけれども、こちらにつきましては、今までですと、私ども、搬入許可は出しておりました。ただ、それに対してペナルティーといいますか、そういったものを制定しておりませんでした。今回、条例見直しに際しまして、そのような不適正な搬入をされることの抑止力も含めまして、このような条例を定めました。

また、指導につきましても、今までですと、私ども、受け入れ基準にそぐわないものについては持ち帰りとかもしていただいておりますけれども、明確な根拠のある条例を定めておりませんでした。それをここではっきりと制定させて、これから運用していきたいというふうな趣旨で制定いたしております。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） わかりました。では、条例化したということで、これまでよりも拘束力がある、裏づけもある、そういった対応かなというふうに理解をしました。

次に、条例でいうと11条、また、2条の2項の(3)に関することで質疑したいと思います。これは災害や火災等の際の対応を定めるとのことです。今年も、特に西日本の大災害で、災害ごみ、震災ごみというのが非常に大きな問題になり



ましたけれども、こういった問題に対してどう対応しているかという点に関して、この条例や、あと同時に出していただいた規則のところでは、まだ余り具体的に規定がされていないかなというふうに見ております。例えば本当の大規模災害で状況が非常に大変な中、書類で出させて、それを審査して許可を出すようにするのか、あるいはそうではなくて、現実的な対応をしていくのか。一方で何でも受け入れていいというわけではないので、厳密な対応が必要だと思います。そういった点で、今後この条例を制定して運用していく場合に、何か要綱的なものをより詳しく、あるいは手引的なものを定めていくのかどうか、その点についてお願いします。

◎議長（上沢本尚君） 施設課主幹。

◎施設課主幹兼管理係長（鴨志田克巳君） 今の質問にお答えします。条例対策、天災その他の自然災害ということで、この場合も運用の関係者に、基本的にはやはりまずは書類を出していただくのが前提となっておりますが、実際、大規模災害が発生した場合、そういったことをしているいとまがないと想定いたします。ですので、今の段階ではちょっと正確にお答えできませんが、今後それは検討していきたいと考えております。また、運用の手引などにつきましても同様に、今後、他市の事例なども検討しながら考えていきたいと思っております。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） 手数料の減免のところ、11条についてお答えさせていただきます。天災その他の特別な理由があると認めたときはというお尋ねだと思いますが、現状、個人的な火災であるとかそういうものについては、各市の罹災証明に基づいて減免して、今、受け入れているという形でございます。今後についてもそちらのほうは変わらないと考えております。大規模な災害につきましては、組合としてはどこでどういうふうに発災をして、どのような状況なのかというのは把握できませんので、これについても原則としては、各市のほうで罹災証明等を出していただいて、それに基づいて受け入れて、処理させていただきたいと思っております。以上です。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。安海のぞみ議員。

◎（安海のぞみ君） 議案第9号につきまして、第5条の第3項、それから第8

条について当初質問させていただきたいと予定しておりましたが、これにつきましてはただいまのご答弁で理解できましたので結構でございます。

第16条と第17条を、この条例制定に当たり新たに取り入れたとお伺いしました。そこに至った経緯をまずお尋ねしたいと思います。

◎議長（上沢本尚君） 施設課主幹。

◎施設課主幹兼管理係長（鴨志田克巳君） 今の安海議員のお尋ねにお答えいたします。第16条、第17条につきましては、先ほど局長からもご説明があったとおり、高座クリーンセンターが平成31年4月から運用を開始されるに際しまして、旧条例規則では、不適正廃棄物が搬入された場合の受け入れ拒否、受け入れ基準の違反があった事業者に報告を求めること及び必要に応じ事業者に入立調査ができる規定が設けられておりませんでした。廃棄物の適正搬入をより進めるために、今回、立ち入り、報告の聴取、立入検査をできるように、本条例の制定に合わせて規定したものでございます。なお、この規定をすることにより、不適正廃棄物の混入を防ぐ抑止力となると考えております。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 安海のぞみ議員。

◎（安海のぞみ君） ありがとうございます。続きまして、第9条の第3項、手数料の額についてお尋ねいたします。これは従来の条例と変更なしということで、後ほどの追加資料からもそれがよくわかりました。変更なしとする条例提案に至った経緯、事業系一般廃棄物の手数料についての議論などはどのようになされたのかをお聞かせください。

◎議長（上沢本尚君） 施設課主幹。

◎施設課主幹兼管理係長（鴨志田克巳君） 今のご質問にお答えいたします。今回の条例制定につきましては、主に事業者への指導を強化するための承認取り消しとか受け入れ基準です。これも立入調査を加えることを主としております。ただ、廃棄物処理手数料の変更につきましては今後の課題と認識しておりますので、構成市を含め検討していきたいと考えております。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 安海のぞみ議員。

◎（安海のぞみ君） わかりました。ありがとうございます。最後に、この条例案の中で、市民等による直接持ち込みの扱いについて明確にされていないと感じているものでございますが、この直接持ち込みについては今後どのように位置づ

けていかれるのかをお示してください。

◎議長（上沢本尚君） 施設課主幹。

◎施設課主幹兼管理係長（鴨志田克巳君） ただいまのご質問にお答えいたします。直接持ち込みにつきましては、新ごみ処理施設の建設に合わせて検討いたしました。新ごみ処理施設の敷地が狭小なため、廃棄物の置き場及び搬入車両の待機場所等の確保が困難であることから、直接持ち込みの実施は予定しておりません。しかし、市民の要望も含め、今後の検討課題と認識はしておりますので、機会を捉えて構成市と協議研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって、議案第9号 高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第10号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（志村裕之君） それでは、議案第10号 高座清掃施設組合一般職の

職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

改正の内容でございます。議案書の8ページをごらんください。第1条は、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

条例第21条中の改正は、再任用を除く職員の期末手当の支給率について、6月と12月を同じ「100分の130」に改めたいものでございます。また、再任用職員の期末手当の支給率についても同様に、6月と12月を同じ「100分の72.5」に改めたいものでございます。

条例第22条中の改正は、職員の勤勉手当の支給率を引き上げるもので、再任用を除く職員については「100分の90」を「100分の92.5」に、再任用の職員については「100分の42.5」を「100分の45」に改めたいものでございます。

なお、平成30年12月に支給する期末手当の特例措置として、再任用を除く職員については「100分の137.5」、再任用職員については「100分の80」とする規定を、また、平成30年12月に支給する勤勉手当の特例措置として、再任用を除く職員については「100分の95」、再任用職員については「100分の47.5」とする規定を、附則第13項及び第14項として新たに設けたいものでございます。この改正によりまして、再任用を除く職員の期末勤勉手当について、年間の支給率を「4.4月」から「4.45月」に、再任用職員についても「2.3月」から「2.35月」としたいものでございます。

別表第1の改正は、第6条で規定しております給料表の改正でございます。大卒初任給を1,500円引き上げ、若年層の給与も1,000円程度の改定を、その他の職員についても400円の引き上げを基本に改定を行いたいもので、別表第1を9ページから14ページに記載の表のとおり改めたいものでございます。

続きまして、15ページでございます。第2条は、高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第7条第1項中の改正は、特定任期付職員の給与を引き上げるもので、給料表中、第1号給から第7号給まで、それぞれ1,000円引き上げたいものでございます。

第8条第2項中の改正は、特定任期付職員の期末手当の支給率を引き上げるも

ので、「100分の165」を「100分の167.5」に改めたいものでございます。この改正により、特定任期付職員の期末手当について、年間の支給率を「3.3月」から「3.35月」といたしたいものでございます。

附則でございますが、第1項で施行日を公布の日からとし、第1条中、期末手当及び勤勉手当の規定については平成30年12月1日から、別表第1の規定は平成30年4月1日から適用させたいものでございます。

附則第2項の規定は、給与の内払いについて規定しているものでございます。以上、大変雑駁な説明ではございますが、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって、議案第10号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第11号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（石井一義君） それでは、議案第11号 平成30度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

別冊の高座清掃施設組合一般会計補正予算書の3ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳出予算補正でございます。各款の補正額についてご説明をさせていただきます。

2款総務費276万円の増、4款衛生費744万円の増、8款予備費1,020万円の減でございます。歳出合計の補正額はゼロ円でございます。

4、5ページをお開きください。歳出補正予算事項別明細書でございます。歳出補正額の財源内訳でございますが、全額一般財源でございます。

次に、6、7ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費276万円の増は、人事異動や人事院勧告等に伴います給料及び各種手当の増減、共済組合負担率の減、勧奨退職者に係る退職手当組合特別負担金の増でございます。

8、9ページでございます。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費253万円の減は、こちらも一般管理費と同様に、人事異動や人事院勧告等に伴います給料及び各種手当の増減、負担率の減による共済組合負担金の減でございます。

4目ごみ処理施設建設費997万円の増は、平成29年度建設費分担金精算に伴います構成市への返還金でございます。

10、11ページをお開きください。8款予備費1項予備費1目予備費1,020万円の減は、歳出の差引額でございます。

12ページからは給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたしま

す。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって、議案第11号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

本日提案された議事については全て終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦労さまでした。

(午後2時37分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成30年12月18日

高座清掃施設組合議会議長 上沢 本尚

高座清掃施設組合議会署名議員 金江 大志

高座清掃施設組合議会署名議員 伊藤 多華